

平成 2 7 年

第 1 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 日

平成 2 7 年 3 月 2 7 日

忠 岡 町 議 会

平成27年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第3日）

平成27年3月27日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士君	2番 前田 弘君	3番 松井 秀次君
4番 藤野 喜義君	5番 是枝 綾子君	6番 河野 隆子君
7番 和田 善臣君	8番 藤田 茂君	9番 北村 孝君
10番 前田 長市君	11番 高迫千代司君	12番 森 政雄君

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	前川喜代治
町長公室長	原田 毅	住民部長	前田 忠嘉
健康福祉部長 (教育委員会教育部)	萬野 義則	産業まちづくり部長	藤田 裕
部長	長屋 孝之	理事	大谷 忠
消 防 長	森野 博志	消防次長	西川 一男

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	小西 博幸
係 長	藤原 直臣

(会議の顛末)

議長(藤田 茂君)

おはようございます。

本日の出席議員は、議員定数12名中、全員出席でございますので、会議は成立しております。

ただいまから、会議を再開いたします。

(「午前10時00分」開会)

議長(藤田 茂君)

本日の議事日程を事務局長より報告いたします。

事務局長(小西 博幸君)

議長。

議長(藤田 茂君)

事務局長。

事務局長(小西 博幸君)

平成27年第1回忠岡町議会定例会議事日程(3日目)について、ご報告申し上げます。

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第15号 | 平成27年度忠岡町一般会計予算について |
| | 議案第16号 | 平成27年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について |
| | 議案第17号 | 平成27年度忠岡町介護保険特別会計予算について |
| | 議案第18号 | 平成27年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について |
| | 議案第19号 | 平成27年度忠岡町下水道事業特別会計予算について |
| | 議案第20号 | 平成27年度忠岡町水道事業会計予算について
(一括予算審査特別委員会委員長報告) |
| 日程第2 | 議案第21号 | 教育長の任命について |
| 日程第3 | 議案第22号 | 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第23号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第24号 | 忠岡町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第25号 | 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第26号 | 平成26年度忠岡町一般会計補正予算(第6号)について |
| 日程第8 | 議案第27号 | 平成26年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第4号)に |

ついて

- 日程第9 意見書第1号 政党助成金制度の廃止を求める意見書の提出について
日程第10 意見書第2号 社会保障の連続削減を中止し、充実を求める意見書の提出について
日程第11 意見書第3号 大阪府の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について
日程第12 総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第13 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第14 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
以上でございます。

議長（藤田 茂君）

日程第1 議案第15号「平成27年度忠岡町一般会計予算について」、議案第16号「平成27年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について」、議案第17号「平成27年度忠岡町介護保険特別会計予算について」、議案第18号「平成27年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第19号「平成27年度忠岡町下水道事業特別会計予算について」、議案第20号「平成27年度忠岡町水道事業会計予算について」、以上、6件一括して議題といたします。

本件は、去る3月2日第1回定例会において、予算審査特別委員会に付託、休会中の審査に付されました。

ただいまから、委員長の河野隆子君より、審査の結果報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長（河野 隆子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

河野君。

予算審査特別委員会委員長（河野 隆子君）

議長のお許しをいただきまして、ただいまから予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本件は、平成27年3月2日開会の第1回定例会におきまして、本特別委員会に付託されました平成27年度忠岡町一般会計、各特別会計予算、水道事業会計予算についての審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

委員会は、3月12日、13日、16日の3日間にわたり、議案説明のため町長、教育長ほか関係職員の出席を求め、一般会計及び各特別会計、企業会計について慎重に審査を行いました。

出席委員は、松井秀次委員、前田弘委員、前田長市委員、是枝綾子委員、森政雄委員、

和田善臣委員、私、河野隆子と、オブザーバーとして藤田茂議長出席のもと、審査を行いました。

各会計の予算高は、既に議員各位に配布されています予算書のとおりであります。財政課より平成27年度の当初予算の特徴について説明がありました。平成27年度一般会計当初予算案は、前年度当初比6.2%減の65億4,600万円になるとのことです。この主たる要因は、学校の耐震化等の事業が完了したことなどによる投資的経費の減によるものであるとのことです。

平成27年度予算につきましては、厳しい財政状況であるが、誰もが安心して生活することができるための施策を中心に、教育、子育て支援の充実など未来への投資として必要なものについては拡充するなど、文教住宅都市の実現に向け予算編成したとの説明がございました。

また、今後10カ年の財政収支見通しでは、昨年、決算審査特別委員会で示されたものを、今回、投資的経費において小学校空調整備及びクリーンセンター内筒整備を27年度に加えるとともに、忠岡小学校留守家庭児童学級教室整備を28年度に1年スライドさせるなどの見通しをされたことと、平成26年度の決算見込みで単年度2億3,100万円の赤字が見込まれるが、財政調整基金を取り崩し補填されることで、実質収支額をゼロとし、財政調整基金残高については6億3,200万円見込んでいるとのことです。

今後の見通しであります。27年度及び28年度については、財政調整基金による補填で何とか赤字は逃れますが、29年度と30年度の2カ年は、財政調整基金が底をつくことから赤字決算が見込まれるとの見通しで、これらは現行の財政健全化施策を継続実施することを前提にした上での数値であるということと、突発的に大きな費用が発生した場合は収支が大きく悪化するとの説明でありました。あわせて、財政健全化判断比率の推移についても説明があり、財政健全化判断比率については早期健全化基準に達することなく推移することが見込まれるとのことでした。

各会計予算の説明後、各委員から熱心な質疑応答や、これからの町政運営に反映されるよう意見、要望が出されていますので、審査の経過など詳しい内容につきましては、皆様のお手元にご配布しております委員会の記録をご参照願いたいと存じます。

それでは、討論で各委員から出されました意見と要望であります。是枝綾子委員は、本予算案に日本共産党議員団の意見を申し上げます。

2015年度の政府予算案が自民・公明などの賛成で強行可決され、衆議院を通過しました。大企業の税負担を減らす法人税減税と、消費税の10%への引き上げの2017年4月からの実施を正式に決める法案も衆議院で可決されました。

自民・公明の安倍政権は、軍事費をふやし、医療や介護、年金などに充てる社会保障の予算は、高齢化などによる自然増さえ大幅に切り込む、文字どおりバターより大砲を優先させる予算です。大企業減税、庶民増税の税制改正と合わせ、国民の暮らしを苦しめる三

悪予算です。安倍政権になって3年連続増額され、4兆9,801億円と、5兆円に迫る規模になった軍事費は、最新鋭の輸送機オスプレイ、F35戦闘機、護衛艦、水陸両用車などを自衛隊に装備する内容で、まさに海外で戦争をする国になるための予算です。政府が決めた軍備増強計画、中期防衛力整備計画さえ突破する危険性が問題になる異常な軍拡予算です。

その一方、福祉のための社会保障予算は、高齢化などによって見込まれていた自然増予算にまで手をつけ、医療も介護も年金も大幅に後退させます。自然増予算の削減は医療崩壊や介護難民をもたらした小泉純一郎内閣以来の方針で、消費税増税の際の「社会保障のため」という公約さえ完全に投げ捨てるものです。介護施設の運営を苦境に追い込む介護報酬の引き下げ、高齢者の医療費窓口負担の引き上げ、年金額の抑制や生活保護の一層の改悪などがめじろ押しです。物価上昇や実質賃金の低下など、安倍政権の経済政策、アベノミクスによる国民の暮らしの悪化に拍車をかけるものです。

税制改正に盛り込まれた法人税減税は、利益が出ている大企業の負担を軽くするために、赤字企業や中堅企業の負担をふやす大企業本位の極みです。大企業への減税は2年連続で、減税額は来年度には1.6兆円に達します。

こうした大企業減税と合わせ、安倍政権はことし10月からの実施を延期した消費税の10%への引き上げを、2017年4月から実施することを税制改正法案に盛り込みました。景気が悪化すれば増税は見送る景気判断条項まで削除します。まさに問答無用で消費税増税を押しつける態度です。

そのような中、本町の2015年度予算案では、一般会計において2億9,100万円の財政調整基金を取り崩す見込みであることから、単年度収支は赤字である状況です。そのような中でも住民要求に応じて、子供医療費助成は通院分も小学校卒業まで拡充されることや、妊婦健診の助成額が国基準の11万6,800円に拡充され、忠岡小学校普通教室に空調整備の工事費も組まれています。また、中学校給食の調理は委託形式ではありますが、実施の予算が組まれています。リース形式ですが、防犯灯のLED化も予算化されています。就学援助も生活保護基準の引き下げの影響が出ないように、これまでの基準で認定される答弁もありました。

新年度予算案では例年とは違い、国の法律、制度の改変により、住民生活と忠岡町の財政に大きな影響が出てきます。消費税8%増税の影響は、地方消費税として市町村分の割合がふえ、本町では1億500万円ふえますが、歳出分の影響額は昨年度、平成26年度では9,000万円増の見込みであり、財源としては役に立っていません。

ことし10月から住民に番号が送られてくる社会保障・税番号制度システム導入費が組まれています。住民や企業の個人情報や国が管理し、その情報を財界のもうけに活用することが早くも言われています。情報流出、なりすましによる悪用も懸念されます。私たちは導入には反対です。

また、子ども・子育て支援法が施行されるに当たり、私立幼稚園の在籍園児に対して施設型給付の支出が発生したことや、次年度から町立幼稚園の4・5歳児の保育料が月3,000円も値上げされることは、子育て支援に逆行します。

昨年まであった浜霊園特別会計が廃止されたので、生活環境のところの新たな目を起こしてわかるようにされること、地域防災計画が策定されましたが、食糧の備蓄は大阪府が5,102食としているところ、2015年度予算では本町はその半分の2,560食にしかならず、目標まで備蓄をふやすことを求めます。

本町は、男女共同参画条例を制定するときに、女性センターを設置することを約束されましたので、早期に女性センターを設置されるよう求めます。

福祉バスの運転手が直接忠岡町の雇用になったのを機に、土曜日にも運行されること、温水プールの早期再開も求めます。

財政健全化の折、本町施設が週休2日になりましたが、休館日をもとに戻されること、そして子育て支援というならば、この4月からの留守家庭児童学級の待機児童を早急に幼稚園などで緊急的に保育されることを強く求めます。

CO2抑制やごみ処分場問題から、ごみの減量化についても目標を持って取り組まれることで、クリーンセンター長期包括委託料の削減にもつながる、一石二鳥にも三鳥にもなるため、大きく住民とともに取り組まれること。

10カ年の財政見通しで、2015年度の財政悪化の要因が職員給与費や退職手当の増を挙げられましたが、1億、2億の増で赤字になるような財政状況であることが問題です。それは大阪府下平均よりも高い公債費、特に公共事業、シビックセンターの建設と小泉内閣のときの三位一体の改革による交付税の大幅削減が、本町の財政悪化の要因です。この教訓を忘れず、不要不急の公共事業はやめること、新たな町債発行は慎重に扱われること、特に28年度に聞いたこともない忠岡小学校留守家庭児童学級教室整備事業は、幼保一元化の玉突き事業とのことです。緊急性、必要性をよく議論すべきです。

また、以前議会でも指摘をしたこともある、委託しっ放しで仕様書どおりに行われていなくても委託料は払い続けてきたことがまた出てきたことから、本町の委託事業の管理体制を全件チェックし、高過ぎる業務の委託料の見直しをすることを厳しく求めます。

また、以前そのようなことがあった際、業者に対し委託料の返還も求めず、指名競争入札に参加させてきたことは問題です。厳しい対応を求めます。住民の予算の支出には厳しく、業者委託料には甘いと言われても仕方ありません。委託料の見直しで住民要求を実現する財源を少しでもつくり出す努力を求めます。

その中で、泉州地域で本町だけが入札における最低制限価格の事前公表をしておらず、いつも特定業者が落札し、仕事が集中しているのは、公平・公正な町政運営とは言いがたい。問題を指摘されても指1本動かさない町長の政治姿勢は不透明であり、即時事前公表することと、政治倫理条例や規定の制定を求めます。

国保会計については、今年度から共同安定化事業がレセプト1円からになり、本町への影響額は約6,000万円のマイナスになるということであり、平成でいえば30年度から国保の都道府県単位化に向けての地ならしであり、認められません。昨年も引き上げられたのに、またことしも国基準の府下最高限度額が4万円引き上げられ、本町もそれに伴い4万円国保料が引き上げられる予算であり、払うに耐えがたい国保料値上げでもあり、国保会計には反対です。

介護保険会計も、平成27年度から制度始まって以来の大改悪が行われます。要支援1・2の方を保険給付から外し、特養入所も要介護3以上に限定し、施設入所者の居住費と食費の負担軽減を預貯金調査までして打ち切る負担増、一定所得のある方に自己負担の2割負担導入、経営が続けられなくなる介護報酬の2.27%の引き下げなど、給付させない、負担増なのに介護保険は3.6%の値上げもあり、介護保険会計には反対です。

後期高齢者医療会計も、社保の扶養家族だった方など、次年度から9割軽減を、軽減率を少なくしていく保険料値上げが言われています。2年に一度、どんどん上がり続ける保険料、75歳以上の高齢者を社保から強制的に脱退させておいて、保険料を徴収し、耐えがたい値上げは認められません。

下水道会計は、污水管の布設工事を一たんストップして、まだのお宅に下水道に接続してもらうことを優先し、水洗化率を整備率と同じ96.7%にしていくことを求めます。

水道会計は、府下で10立方メートルで7番目に高い水道料金、これを引き下げるために、公営企業団の値下げ分、1立方メートルで13円10銭のうち、住民にはわずか3円分しか料金引き下げの還元しかしてもらっていません。10円10銭は忠岡町が取っています。せめて半分ずつ分け合い、水道料金を引き下げられること。

以上、問題点や不十分さのほうが多い新年度予算案ではありますが、私たちや住民が要求、要望してきた施策が実現していますので、賛成をいたします。

続いて、前田長市委員は、平成27年度一般会計、特別会計、企業会計の予算について、公明党の意見を申し上げます。

国の経済対策により株価が上昇し、大企業を中心に業績がよくなり、賃金が引き上げられ、また失業率も低下して、少しずつではありますが、景気がよくなっているように思います。

しかしながら、まだまだ中小企業また地方においては厳しいものがあります。本町の財政も、29年度までは大変厳しい財政となり、赤字予算を組むという財政になっているようであり、厳しい予算ではありますが、少子高齢化社会の中にあって、国も地方創生を強く訴えているところでもあります。

地方が元気になり、地方が強くなることが大事であります。子供を安心して産み、育てられる忠岡町、高齢者が安心して暮らせる忠岡町、災害に強いまち、忠岡町を目指して頑張ってくださいと思います。

まち・ひと・しごと創生法が制定されまして、子育て支援や地域の活性化のために、町長を初め職員、議会、住民が一体となって全力で取り組んでいかなければならないと考えております。忠岡町に生まれてきてよかった、住んでよかったと、住民の皆さんが思える忠岡町を目指す予算であることを願い、本予算については賛成いたします。

続いて、森政雄委員は、平成27年度予算審査特別委員会を終えて、私の意見を述べさせていただきます。

歳入については、消費税率改定による増があるものの、他科目は軒並み減少となり、財政調整基金の取り崩しや雑入の計上を余儀なくされております。一方、滞納金の早期回収等では職員の方の一生懸命な努力が見られました。

歳出については、学校耐震化事業の完了で前年比大幅減となるものの、人件費、物件費の増、また借金返済に当たる固定された公債費の元金、利息があります。

このように、入りが減少し出が増加する中で、予算取りができてから使うのではなく、常にこれでよいのかという疑問符を持って執行に当たっていただきたい。職員皆さんの一層の奮起、活躍を期待し、一般会計、各特別会計、企業会計に賛成いたします。

続いて、和田善臣委員は、今回の予算審査特別委員会は、ネットでの公開も視野に入れ、試行的にその内容をより一層充実するよう、また進行についてもスムーズに進められるよう、質問事項を事前に提出という形をとりましたが、私個人の見解では、その達成感に乏しく、残念に思っています。

予算編成に当たっては、行財政改革を進める中で、ゼロシーリングあるいはマイナスシーリングを念頭に置かれ、努力されたことが十分にうかがわれ、その意味では町長を初め職員皆様のご苦勞に対しお礼申し上げたいと考えているところです。

そのような中で、本年7月より中学校給食を実施されること、同時にそのコストも想像していたより安価であったこと、加えて忠岡小学校校舎の学習環境を整備されることも、あわせて評価させていただきます。

そのような中で、補助金の適正化、平等性という観点から質問しました社会福祉関係団体の補助金と、少額ではありますが、体育協会補助金のこの2点については早急に精査されることを強くお願いします。

その他、入札方法の改善、また施設設備の管理委託をする中で、業者選定に当たり仕様書をいま少し細部まで示すようにご配慮願いたいと思います。また、その委託事業が適切になされているかについても、現場に足を運んで調査することをお願いします。

また、職員の待遇、とりわけ一部の臨時職員に対する処遇の改善を強くお願いしたいと思います。

今後も苦しい財政状況が続く中、行政マンにとってつらい日々が続くと察しますが、さらなる研さん、ご努力をお願いします、27年度各予算については賛成させていただきます。

続いて、前田弘委員は、平成27年度、誠政会では、一般会計、各特別会計、水道企業

会計の予算の意見を申し上げます。

本年も厳しい予算編成となりました。安倍首相もトリクルダウンを提起しておりますが、一向にしたたり落ちてこない、効果がない思いが実感です。本町も大きな企業もなく、財源も困窮しており、財政難の中での予算案で、応益応分の負担、また住民の敏感な国保、介護保険も財政調整基金でカバーし切れず、住民負担をお願いしているところです。

頑張る自治体に援助する創生が国の方針で、職員の企画力、未来を創造する力、自治体の能力が問われておりますが、本町も日本一小さい自治体でありながら、単独事業が多く、この施設に大きく財源が投入されている。この施設は単独事業でなくとも広域事業で進めるべきで、広域的事業は自治体を救うのではないか。創意工夫を凝らした政策も国が進める地方創生の一環であり、大阪府に近隣市との広域事業の仲立ちを提言する価値はあり、国からの支援に値するものであると思っております。

本町も住みよいまちを形成していくために、本町の脆弱な体質で、歳入が無理なら、無駄な支出は削るための知恵を使うべきである。忠岡町も人口減少の例外ではありませんが、本町から大阪都心へ短時間で働くところがあり、これが救いで、本町自治体には企業がなくとも大きく人口減少は避けられておりますが、近隣の市で負担の少ない住みよいまちがあらわれれば、住民が移動し、本町も人口減少に陥り、まちとして維持できない状況になるやもしれない。小さい町でも財源は必要で、景気の低迷で税込減少、捻出できなければ、広域事業、政策を進め、住民に負担をかけない、次世代につなげる住みよいまちづくりの政策、人口減少自治体にならないよう、消滅しないようお願いしたい。

本町の地方創生は人間創生であり、斬新な考え方も創生の一環であります。首長の未来を創造する力、職員の企画力に希望を託し、本予算については賛成いたします。

松井秀次委員は、自由民主党の議員団の意見を申し上げます。

平成27年度予算案は、平成の第2次財政危機という中での予算編成であります。住民サービスという点では満足できるものではありませんが、今後の収支を十分に分析し、財政運営に必要な健全化を図った上での緊縮予算ということですので、全会計とも賛成させていただきますが、1点指摘させていただきます。

現在、国ではまち・ひと・しごと創生法が制定され、地方創生、人口減少の克服に向けて、国と地方が総力を挙げて取り組むことにしています。本町においても総合戦略を策定する場合には、全国の自治体に負けない施策を打ち出し、魅力あるまちづくりを進めて、人口の減少に対処していただきたい。特にこの点をお願いいたしまして意見いたします。

以上が各委員の意見でありました。

本特別委員会といたしましては、討論を終結し、採決を行ったところ、平成27年度忠岡町一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算については、全会一致をもって

原案のとおり可決すべきとの結論に達しましたので、ご報告いたします。

最後に、今回の審査に当たっては、3日間、多岐にわたり質疑が展開され、強い要望、厳しい指摘も多く出されました。今後、理事者におかれましては、指摘事項等を踏まえ、引き続き財政健全化に向けてより一層取り組みを強められるとともに、住民サービスの向上にも鋭意努力を傾注されますことをあわせて強く要望いたしまして、予算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

平成27年3月27日

予算審査特別委員会委員長、河野隆子

以上であります。

議長（藤田 茂君）

報告は、以上のとおりであります。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

これより、討論に入ります。

討論ございませんか。

（な し）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

これより、議案第15号 平成27年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第20号 平成27年度忠岡町水道事業会計予算についてまで、一括して採決します。

委員長の報告のとおり、これを可とすることに決しまして、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、議案第15号 平成27年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第20号 平成27年度忠岡町水道事業会計予算についてまでの6件は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（藤田 茂君）

日程第2 議案第21号「教育長の任命について」を、議題といたします。

本件に関係のある前川教育長は退席してください。

（前川教育長：退席）

議長（藤田 茂君）

それでは、事務局長より、議案を朗読いたします。

(事務局長：議案朗読)

議長（藤田 茂君）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

議案第21号 教育長の任命について、ご説明申し上げます。

本町教育委員会教育長、前川喜代治氏が、平成27年3月31日付をもって退任することに伴い、後任として同年4月1日から富本正昭氏を任命いたしたく、議会の同意を求めらるものでございます。

同氏は、昭和56年4月に忠岡町公立学校教員に任命後、通算34年にわたり地方教育行政に貢献され、その間、教職員や大阪府教育委員会事務局、本町においては教育参事、教育次長などを9年間歴任し、一般行政にも精通するとともに、平成23年4月から本年の3月まで東忠岡小学校で4年間、校長を務めるなど、教育現場での組織マネジメントも卓越し、人格、識見ともにすぐれ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（藤田 茂君）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

11番（高迫千代司君）

議長。

議長（藤田 茂君）

高迫君。

11番（高迫千代司君）

本件は人事案件であります。今回は大きな法改正もあり、内容についても委員会等で説明がございましたので、お聞きをしたいと思います。

もともと教育委員会は戦後、住民自治の組織として誕生しました。住民代表の教育委員が最高意思決定機関で、それが教育行政を指揮、監督する制度であります。ここに当時の国会での教育を語る答弁がありますので、お聞きをいただきたいと思います。

森戸辰男文部大臣は、「今回、この法律案を制定するに当たって、政府のとりました地方教育行政改革の根本方針について述べます。

教育の目的は、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期することに

あることが教育基本法で宣言されていますが、この教育の目的を達成するために、行政が民主主義一般の原理のもとに立つあり方としては、権限の地方分権を行い、その行政は公正な民意に即するものとし、同時に制度的にも機能的にも、教育の自主性を確保するものでなくてはなりません。

まず、教育行政の地方分権としては、都道府県、市、東京の特別区、人口1万人以上の町村に、それぞれ原則として、権限上一般行政から独立をした教育委員会を設置して、その地域の教育に関する責任行政機関として、従来、国が教育内容の細部にわたるまで規定をし、かつこれを監督していた態度を改めまして、教育の基本事項のみ定めて、これが事実上の具体的運営はこれらの委員会の手に委ねることとしたのであります。

したがって、地方の教育は、国の基準に従って地方民の代表者の手によって、その地方の実情に即して行われることになるわけです。

最後に、教育の本質的使命と、したがってその運営の特殊性に鑑みまして、教育が不当な支配に服さぬためには、その行政機関も自主性を保つような制度的保障を必要といたします。

教育委員会は、原則として都道府県または市町村における独立の機関であり、知事または市町村長の下に属しないのでありまして、直接国民にのみ責任を負って行われるべき教育の使命を保障する制度を確立することにいたしました」。

これは1948年の国会の答弁であります。教育委員会、教育とは何であるかという本質を語っておられます。

もともとこれを大転換させたい、こういうふう考えていた安倍政権、教育委員会の廃止論というふうなことまで出しておりました。新教育長に強い決定権を持たせて、教育委員会は意思決定機関から諮問機関に格下げをする、こういう構想も出しておりました。

しかし、余りにもひどいこうした提案に対して、保守層からも広範な人々が反対の声を上げまして、意見を表明しました。そして、国会の論議とも相まって、結果的には合議制の執行機関としての教育委員会が残りました。

こうした経緯を踏まえて出されているのが、ここにあります文部科学省地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律についての通知、これはご存じだろうと思いますが、特に大事なのは、本文もありますけれど、それが国会の論戦を通じて中身が変わってきたことを書いている特記事項、ここは大変大事なことが載せられているというふうに思っています。「改正後においても、教育委員会は合議制の執行機関であるため、その意思決定は、教育長及び委員による会議において、出席者の多数によって決せられるもの」というふうに明確に述べております。これがお聞きしたい1点であります。

次に、教育委員が教育長を罷免できなくなりました。しかし、通知では、この強い権限を持つ教育長に対するチェック機能の強化というのが盛り込まれています。「教育委員会は、必要に応じて教育長に委任する事項についての方針を定めることや、委任した事項に

ついて教育長から報告を求め、教育委員会で論議して必要に応じて事務の執行を是正し、また委任を解除することが可能である」というふうに書かれています。

この通知の2つの内容については、文部科学省の通知であります。本町でもこのことについてちゃんと確認ができるのかどうか、教育部長さんよりお聞きをしたいと思います。

議長（藤田 茂君）

長屋教育部長。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋 孝之君）

議員から1948年ですかね、今までの経過、それから今回の法律改正についての概要等、特に主な視点を捉えていただいて、ご質疑いただいたと、かように考えております。

先ほどの1点目でございますが、あくまでも教育委員会のチェック機能の強化ということで、合議制ということは、あくまでもこれは引き続き教育委員会としての性質というのですか、これは当然ながら政治的中立性の確保もございますので、これは引き続き教育委員会に留保されているということでございます。

それから、チェック機能でございますが、議員仰せのとおり、教育委員会は必要に応じて教育長に委任する事項ですかね、これについては方針を定めることや、委任した事務について教育長から報告を求め、教育委員会で議論し、必要に応じて、先ほどもおっしゃられましたように、事務の執行を是正し、または委任を解除するということが可能であるという通知をいただいておりますので、本町教育委員会としてもこの通知を尊重しながら進めていきたいと、かように思っておりますので、ひとつご理解のほどよろしく願いいたします。

11番（高迫千代司君）

議長。

議長（藤田 茂君）

高迫君。

11番（高迫千代司君）

次に、大綱についてお聞きをいたします。

自治体の教育目標や施策の根本的な方針ですが、こうした大綱は本来、教育委員会と首長が対等平等の関係で、広範な住民の参画のもとで策定をすべきものであるというふうに考えますが、法律は首長に決定権を与え、権限のないことまで盛り込めるようにしております。

私たちはもちろん、現町政においては信頼関係もありますし、とんでもないことはされないというふうに思っております。思っておりますが、これは条例として決まってしまうと、この先どんな首長が、町長さんが誕生するかわかりません。いろんな物議を醸し出す人が各地におられます。そういう人が出てきた場合に、これを悪用するというふうなことが懸念されます。

教育行政は、法律上の権限から見ると、教育委員会が専決する教科書採択や教員人事など、これらも含めて教育委員会の専決事項です。首長の権限に属するものは、教育財産の取得処分や契約などそれほど多くはありません。少人数学級の推進など双方で合意しなければ実行できない部分もありますが、この権限を越えて大綱に書き込むということは本来できないはずです。

この通知では、教育委員会と調整をちゃんと行って、その調整が合意に達していない、こういう事項を仮に首長が書き込んでも、教育委員会はその尊重義務を負わず、大綱とは別の執行が行えるというふうに書かれております。これについても間違いございませんでしょうか、教育部長さんからお聞きをしたいと思います。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋 孝之君）

議長。

議長（藤田 茂君）

長屋君。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋 孝之君）

仰せのとおりでございます。よろしくお願いいたします。

11番（高迫千代司君）

議長。

議長（藤田 茂君）

高迫君。

11番（高迫千代司君）

今の問題では、もう1つだけ。大綱を国の教育振興基本計画を参酌して作成するものとして、文科省のほうでは国の教育行政をこれで押しつけていこうというふうな意図が見えています。しかし、先ほど申し上げましたように、教育は地方分権で、国の言いなりでやっていくものではないということが根本原理です。

国会の審議の中でもこれが大きな問題になって、「参酌というのは国の言うとおりでなく、参考にするという意味である」という答弁が繰り返されました。その結果、通知でも、参酌とは参考にするという意味であり、地方公共団体の長は地域の実情に応じて大綱を策定するというように書かれております。この点については、公室長さんに確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

町長公室長（原田 毅君）

議長。

議長（藤田 茂君）

なお、高迫議員の質疑は3度目ですので、公室長の答弁をもって高迫君の質疑は終了します。

公室長。

町長公室長（原田 毅君）

参酌ということでございまして、これにつきましては本町におきましても当然参考にするということで理解をいたしております。今おっしゃられたとおり、当然地域によってさまざまな課題がございます。そのような中で、町長は本町の実情に応じて大綱を策定していくということを考えております。どうぞよろしく願いいたします。

1 1 番（高迫千代司君）

議長。

議長（藤田 茂君）

締めの挨拶。

1 1 番（高迫千代司君）

質問の冒頭に、教育委員会制度の成り立ちを申し上げましたが、本法案の審議の中でも我が党の宮本岳志議員の質問に対して、教育委員会制度発足の根本方針、1つは中央集権ではなく地方分権であること、2つは民意をちゃんと反映をすること、3つは一般行政からの独立、これについては改正法においても変わらない、このように文科省が答弁をいたしております。本町でも、子供の豊かな教育を願うしっかりとした取り組みが進められるように強く求めたいと思います。

また、現教育長、これまで私も議会では何度も討論をし、論争もさせていただきましたが、基本的には誠実な方だというふうに思っています。前川さん個人としてはいろんな考え方、思想もお持ちの方でおられても、教育長の仕事としては公正・公平、不偏不党の立場を貫かれました。このことについては、地域の有力者の方々も、「控え目な人であるが、絶妙のバランス感覚を持っている人だ」というふうなことで、好評です。学校耐震化の推進や中学校給食の実現など着実に仕事をされてきた方でもあります。新しい教育長さんにも、こうした内容をしっかりと引き継いでいただきたいと思っております。

なお、通知では、「新教育長の担う重要な職責に鑑み、候補者には所信表明を行った上、質疑を行うなど丁寧な手続をとることが考えられる」と、この通知の3ページには明記されています。この点では今回の対応は非常に残念であったということを申し上げておきたいと思っております。

以上です。

議長（藤田 茂君）

他に、ご質疑ございませんか。

9 番（北村 孝君）

議長。

議長（藤田 茂君）

北村君。

9 番（北村 孝君）

教育長任命の議案について、ただいま高迫議員からさまざまな角度から質問がありました。1つは、この質問の時間の中で、往々にして教育委員制度の変更について質疑されていたかと思います。この議案について、教育という部分ではつながるでしょうけども、この教育長の任命について、たまたま今回この時期に現教育長と、新たに出されました富本正昭候補の議案でありまして、これはこの質問はいかがかなと思います。この点について、教育部長、どういうふうな認識を持っておられますか。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋 孝之君）

議長。

議長（藤田 茂君）

長屋教育部長。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋 孝之君）

私は、質問されたことに対してお答えさせてもらったのは、あくまで教育委員会制度という視点で質問されたかなというふうに私としては感じたところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

9番（北村 孝君）

はい。

議長（藤田 茂君）

北村君。

9番（北村 孝君）

私も、教育長の任命ですから、当然今回こういった形で教育制度が変更されるということで、その角度で質問されることは重々わかります。しかしながら、その質問の中身が大方この教育制度の変更に当たってのご質疑だったと思います。これは高迫議員を責めているわけでもありませんし、批判しているわけでもありませんけども、直接関係あるのかなというふうに、非常にちょっと聞いていて、任命に直接関係あるのかどうか。

ただ、今回この富本教育長候補が、この議案がなければ現前川教育長が残り3年残しているわけですから、その中でこのように、議案に対しても一応こういった説明はいただいていますけど、議案の番号も打たれておりません。ですから、私としては、この議案第21号に直接関係あるのかな、この人事案件というふうに思いましたので、少し聞かせていただきました。ありがとうございます。

議長（藤田 茂君）

答弁はよろしいですか。

9番（北村 孝君）

はい。

議長（藤田 茂君）

他に、ございませんか。是枝君。

5 番（是枝 綾子君）

高迫議員のほうから、教育委員会制度を定める法律が改悪されたという中身については質問の中で触れましたので、余り私はその点については触れないんですけども、今回、教育委員長というポストがなくなってしまい、教育長に一本化されるということが含まれているので、特別にいつもの教育長の任命という、そういう議案ではないという特別性があるということで質問をいたしましたので、何ら不自然ではないと思います。

現行法では、教育長は教育委員のお1人として、そして教育長ということで事務局的に常勤として当たっておられるわけでありましたが、今度の教育長というのは新教育長という、文部科学省のほうもそのように、今の教育長の制度と新教育長の制度と分けて表現しておりますので、私はあえて新教育長という制度の新教育長という言葉を使わせていただきます。教育委員でなくなるということでもあります。

その経過措置というものがございまして、現在の教育長の任期が平成30年の3月13日でありまして、その任期が満了するまでは、今現在の現行法の体制で教育委員長も存在し、そして教育長もということで、そのままの継続となるはずでありました。ところが、今回、教育長の任命の議案というのが出てきまして、現在の前川喜代治教育長が任期3年を残して辞職されるということから、新制度の新教育長の任命という議案が突然出てきたということでもあります。

後の議案で、関連する条例改正がいっぱいされるということでもあります。今回の法改定によって、新教育長が教育行政に大きな権限と責任を有するという文部科学省の通達もありますので、それを踏まえてちょっとお聞きしたいと思います。

国の通知文書でも、教育委員は執行機関の一員であり、教育委員会の重要事項の意思決定を行う責任者であるということとは変わらないということの上で、教育委員会の委員による教育長へのチェック機能の強化が言われております。そのことで、教育委員が新教育長をチェックするチェック機能の強化と、会議の透明化ということが重視をされておりますので、そのことについてお聞きをしたいと思います。

これまでは教育長は教育委員の1人であり、常勤で執行に当たっていて、教育委員長を初め教育委員に状況を報告し、チェックを受けるという立場でありました。場合によっては、教育委員会から罷免をされる、教育委員会はそういう権限を持っておりました。しかし、新しい法律では、教育委員長の任務も新教育長が吸収し、教育委員でなくなり、教育委員会は新教育長を罷免する権限が失われてしまいました。ですから、チェックをさらに強化するということが必要だということもあって、このことが言われていると思います。

今、深刻ないじめの問題、そして子供の学力の向上の問題、また予算委員会でも明らかになりました忠岡中学校の不登校生徒が26年の2学期現在で22名もいて、府下でも平均より高いという問題や、4月からの東忠岡小学校の留守家庭児童学級に入れられないという待機児童が何と14名も、小学校1年生も含めて14名もいるという問題など、新年度か

ら始まる中学校給食もいつ実施なんだろうという、そういった問題などいろんな課題があると思います。

そんな中で、教育委員会がチェック機能を発揮するには、新しい新教育長、事務局の姿勢が大変重要になってくると思います。事務局側が事務局主導にしようというつもりでは、教育委員会の力の発揮は難しいと思います。お膳立てをして、それでどうぞと、そういうふうな形で通してしまうという形では、やはり力の発揮はできないと思います。

そういったことで、この文部科学省の通知によりますと、先ほども高迫議員がちょっと申し上げたので重複はやめますけれども、必要に応じて事務の執行を是正し、また委任を解除することが可能であるというふうにしておりますので、子供と教育にとって大事なことは、事務局の側が勝手にやらずに教育委員会できちんと論議をするという立場から、委任を見直すということが大事だということでもあります。

そのためには、教育委員が現場に出向いて、子供や保護者、学校現場の大変困っている、苦悩している問題や要求を肌で感じるということができれば、事務局からもっともらしい説明が本当かどうか、教育委員が子供目線、住民目線でチェックするということができるんじゃないかというふうに考えます。これこそが教育委員活動が活性化するという原動力ではないかと思います。こういった改革は、我が党の田村智子参議院議員が国会で審議し、提案し、下村文部科学大臣も適切ですばらしい提案だと思うということで、住民の声を直接聞くという点は、この国の通知でも取り上げられました。

こういう教育委員の活動の活性化について、新教育長となられる方はどのようにお考えでしょうか。と言っても、お聞きする新教育長の候補の方がこの場にはおらず、一昨日の全員協議会でも、本人の所信表明が行われたんですが、その点が明確になっておらず、議員からも質問をさせていただきませんでした。ですので、新教育長とともに事務局として当たられる教育次長さんにお聞きをしたいと思います。住民の声を直接聞くなど新教育長のチェック機能の強化をするための教育委員の活動の活性化についてはいかがお考えでしょうか。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋 孝之君）

議長。

議長（藤田 茂君）

長屋部長。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋 孝之君）

文科省から通知が来ております。この通知の中も、委員の責任と資質・能力の向上という項目が設けられております。改正後においても、委員はもちろん執行機関の一員でありまして、教育委員会の重要事項の意思決定を行う責任者であるという意識を持ち、教育委員会における審議を活性化するとともに、教育長及び教育委員会事務局の先ほどおっしゃったチェックを行うという役割を従来以上に果たすことが期待されると。また、このよう

な職責を行う委員の資質向上のため、各委員の研修の充実が期待されるという文言がございます。当然ながら、今回教育長というんですかね、教育委員の皆さん方がチェックをしていただくと、議論を深めていただくということですから、その辺でチェックをしていこうという大きな今回のものと思います。

実際としては、今現在も教育委員と研修会、町村の教育長会議とか、あるいは諸種の委員の研修会がございます。それにも増して、これから従来以上にその辺のところの研修というんですか、委員さんの質の向上に努めてまいりたいと。今も、現在教育委員さん、例えばオープンスクールとか、その時々で各委員さんは学校現場に出かけていろいろ見ております。

その辺のところ、4月1日から新制度が発足いたしますが、また新教育長のもとで、この趣旨に沿って努力してまいりたいと思いますので、ひとつご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

5番（是枝 綾子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

是枝君。

5番（是枝 綾子君）

研修をされて、資質の向上ということが言われました。あわせてちょっと申し上げるなら、この文科省の通知の教育委員活動の活性化についての6番目のその他というところで、ちょっと読み上げますけれども、「教育委員会における審議を活性化し、地域住民の民意を十分に反映するためには、教育委員会の現状に関する調査、文部科学省が実施の調査項目となっている学校や教育委員会事務局に寄せられた意見の教育委員会会議における紹介、アンケートの実施、公聴会や意見交換会の開催、所管施設の訪問等の取り組みが有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要があること」というふうにされております。こういったことについてもお考えになっていらっしゃいますでしょうか。そのこともご答弁をいただきたいと思います。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋 孝之君）

議長。

議長（藤田 茂君）

部長。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋 孝之君）

この通知に基づきまして、本町教育行政を進めてまいりたいと思いますので、大所高所からの判断で取り組んでいくということで、ご理解のほどお願ひしたいと思います。

5番（是枝 綾子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

是枝君。3回目です。

5番（是枝 綾子君）

住民の声、子供たち、学校現場の声をよく聞いて活動されるということで取り組まれていくという、そういう姿勢だと。新しい教育長さんもそういう姿勢で臨まれるということで理解してよろしいでしょうか。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋 孝之君）

議長。

議長（藤田 茂君）

最後の答弁です。部長。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋 孝之君）

総合教育会議でも、当然ながらその会議は原則公開ということがございますので、当然住民の皆さんからご意見も頂戴しながら、この通知の趣旨に沿って進めていくような形になるかと思えます。教育委員会としては大所高所の判断から、その役割を考えながら進めていきたいと、かように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（藤田 茂君）

他に。

3番（松井 秀次君）

はい。

議長（藤田 茂君）

松井君。

3番（松井 秀次君）

今、議会の中でいろんな議論がされておりますが、この議案についての議事を進めていただきたいとお願いいたします。

5番（是枝 綾子君）

議案についてやってるじゃないですか。

（「やってないじゃないか」の声あり）

5番（是枝 綾子君）

新教育長がどういう人かということでやね。

3番（松井 秀次君）

それは文教でやったらいい。

5番（是枝 綾子君）

文教でする間がなかったでしょう。文教委員会で聞きたいのにやね、ここで聞くしかないでしょう。

議長（藤田 茂君）

ご静粛に。議事を進めます。

他に、ご質疑ございませんか。

11番（高迫千代司君）

議長、議会の質問を妨害するような行為についてはちゃんと言っていたきたい。議会
は言論の府です。よろしくお願いします。

議長（藤田 茂君）

他に、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ござい
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長（藤田 茂君）

これより、討論に入ります。

討論ございませんか。

（な し）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 教育長の任命について採決を行います。

原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

議長（藤田 茂君）

ここで、任命同意されました富本正昭さんより就任の挨拶をいたしたいとの申し出があ
りましたので、これを許します。

それでは、富本正昭さんの議場への登壇を許可いたします。

新教育長（富本 正昭君）

議長よりご挨拶のお許しがございましたので、一言申し述べさせていただきたいと思

ます。

ただいま教育長任命のご同意をいただきまして、心より御礼申し上げます。ありがとうございました。もとより微力な私でございますが、職責の重さをただいま痛感いたしております。これまで福祉や教育などに力を注いでこられました和田町長様のご意見、ご支援等をいただきながら、本町教育の充実、発展に向け、誠意を持って努めてまいり所存でございます。

議員の皆様方のご指導とご鞭撻を心よりお願い申し上げまして、甚だ簡単粗辞ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

(前川教育長：復席)

議長（藤田 茂君）

日程第3、議案第22号「教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

(事務局長：議案朗読)

議長（藤田 茂君）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

議案第22号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が特別職として設置されることに伴い、地方公務員法による職務専念義務の適用外となることから、教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例について新たに条例で定めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（藤田 茂君）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（藤田 茂君）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長（藤田 茂君）

これより、討論に入ります。

討論ございませんか。

（な し）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

議長（藤田 茂君）

日程第4、議案第23号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

（事務局長：議案朗読）

議長（藤田 茂君）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

議案第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が特別職として設置されることに伴い、関係する忠岡町議会運営委員会条例ほか5条例を整備すること、また忠岡町教育長の給与等に関する条例を廃止するため、本条例を制定するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（藤田 茂君）

提案理由は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長（藤田 茂君）

これより、討論に入ります。

討論ございませんか。

（な し）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について採決を行います。

原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

議長（藤田 茂君）

日程第5、議案第24号「忠岡町国民健康保険条例の一部改正について」を、議題いたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

(事務局長：議案朗読)

議長（藤田 茂君）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

議案第24号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、国民健康保険法施行令の一部改正により、本条例中に引用している国民健康保険法に条ずれが生じたこと、及び目次に付するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（藤田 茂君）

提案理由は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（藤田 茂君）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長（藤田 茂君）

これより、討論に入ります。

討論ございませんか。

(な し)

議長（藤田 茂君）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第24号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(藤田 茂君)

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり決することに決定いたしました。

議長(藤田 茂君)

日程第6 議案第25号「忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

(事務局長：議案朗読)

議長(藤田 茂君)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛君)

はい。

議長(藤田 茂君)

町長。

町長(和田 吉衛君)

議案第25号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、国民健康保険法施行令の一部改正により、5割、2割軽減世帯の判定所得を拡大すること、また財政基盤強化策の恒久化、及び保険財政共同安定化事業の対象を全ての医療費に拡大することに伴い、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(藤田 茂君)

提案理由は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(藤田 茂君)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(藤田 茂君)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(藤田 茂君)

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長(藤田 茂君)

これより、討論に入ります。

討論ございませんか。

(な し)

議長（藤田 茂君）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第25号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

議長（藤田 茂君）

日程第7 議案第26号「平成26年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

(事務局長：議案朗読)

議長（藤田 茂君）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

議案第26号 平成26年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は5,560万円で、これを補正することにより予算総額は72億3,735万1,000円となります。

歳入につきましては、第9款 地方交付税で、特別交付税103万5,000円を計上、第13款 国庫支出金で、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）2,554万4,000円を計上、同（地方創生先行型）2,902万1,000円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、地域消費喚起・生活支援型交付金活用事業費として、プレミアムつき商品券発行業務委託料2,600万円を計上、地方創生先行型交付金活用事業費として、総合戦略策定会議委員報償費48万円を計上、ウォーキングイベ

ント報償費45万円を計上、ウォーキングイベント商品代85万円を計上、総合戦略策定会議委員費用弁償5万円を計上、ウォーキングイベント消耗品代36万円を計上、総合戦略策定支援業務委託料507万円を計上、英語を生かした魅力ある教育の推進事業委託料500万円を計上、ウォーキングマップ等作成委託料120万円を計上、施設入館料14万円を計上、特定不妊治療費助成金100万円を計上、子育て世帯等住宅取得奨励補助金1,000万円を計上、英語検定受験料補助金100万円を計上、子供医療扶助費400万円を計上するものであります。

次に、繰越明許の補正であります。地域消費喚起・生活支援型交付金活用事業費2,600万円、地方創生先行型交付金活用事業費2,960万円、地域福祉計画策定業務委託料334万8,000円、保育所耐震診断委託料745万2,000円、幼稚園耐震診断委託料626万4,000円について、年度内に完了を見ないため、それぞれ翌年度に繰り越しするものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（藤田 茂君）

提案理由は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。

5番（是枝 綾子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

是枝君。

5番（是枝 綾子君）

補正予算のページ数で申し上げますと、22ページの歳入、総務費国庫補助金、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の2,902万1,000円と、歳出、23ページから24ページにかけての総合戦略策定事業の560万円と、あと5事業、子ども医療費助成事業400万円、英語を生かした魅力ある教育の推進事業600万円、ウォーキングコース策定事業300万、子育て世帯等住宅取得奨励補助事業1,000万、特定不妊治療支援事業100万について、お尋ねいたします。

国のほうから総合戦略をつくるよう義務として全国市町村に課せられ、本町も総合戦略を策定するというものであります。26年度の補正予算で、全国で地方先行型として1,700億円というものがばらまかれるわけでありまして。ところが、これが大変タイトなスケジュールで、全国市町村でも1カ月ほど、中には1週間ほどでばたばたと決めたという、そういう状況であります。急に言ってきて、急に出せと。本当にその事業でいいのかというところの検証も十分する時間もなく、事業を決めたというところもあるのではないかなと。

例えば、一般質問でもよく私たちが取り上げさせていただく住宅リフォーム助成は、国

はだめと言っているから認められなかったということでもあります。しかし、例えば子育て世帯等住宅取得奨励補助事業、これは4月1日からされるんですが、年間1,000万円補助を出すということで、住宅ローンを組んで住宅を購入した子育て世帯に補助金が最大で1件20万円、5年間というから、受けるほうは1回限りなんですか、5年間ちょっとわかりませんが、年間50件想定して、20件転入してきて1世帯3人やから、年間60人ふえて、5年間で人口が300人ふえるという計算らしいんですが、新婚家庭への家賃補助というほうが、生活緊急支援というタイトルからすれば、生活緊急支援になるのでないかなというふうにも思います。

この5つの事業は、5年間、途中でやめられない、実施しないといけないという縛りがあるために、国が認めるものしかだめという、地方で考えて、これはどうやろかとしたものが、国があかん、いけるという判断をするという、地方の独自性、自主性というのが制限されているというふうにも思います。

で、国のほうでは、これは地方財政計画においては、地方創生事業は平成27年度は1兆円計上というふうに出ていますが、これは交付税のほうで計上していくと。プラスしてしますと言うけれども、交付税の中に含まれるというふうに聞いています。となると、よく交付税に理論上入っていますと言うけど、ほんまに入っているかどうかわかれへんというのが、今までの交付税算入の例であります。今回この5事業と、あと今後の5年間の総合戦略でやっていく事業について、交付税算入されているという、これは理論上の話なんですか。そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

町長公室長（原田 毅君）

議長。

議長（藤田 茂君）

原田公室長。

町長公室長（原田 毅君）

地方創生事業費でございますけれども、平成27年度におきましては、先ほどおっしゃったとおり地方財政計画におきまして1兆円の予算が計上されているというところでございます。歳入を考えますと、その1兆円の部分については普通交付税のほうで算入されるであろうということで今見込んでおります。

それと、先ほどもう一つおっしゃられたと思うんですが、5年間継続してということに実際にはなりません。ただ、5年間と申しましても、当然今の段階では変更等できないということでございますけれども、実施する事業の効果と申しましようか、そういったものが発揮できないというようなことがありましたら、当然事業の見直しというのも今後可能になってくるのではないかなというふうには考えております。

議長（藤田 茂君）

是枝君。

5番（是枝 綾子君）

1兆円計上されて地方交付税に含まれるというところでの、ちょっとお聞きしたかったのは、補助金という形で来れば明確にわかるんですけども、交付税ということで算入されてくるという問題が、ちょっと本町にとっては、地方交付税がふえました、この分がふえました。でも、いろいろ係数を掛けてプラスして、税収が伸びたとかいろいろあって減らされると。結局入っているんかどうかわかれへんということになりかねないんじゃないかという懸念があるので、そのあたりをお聞きしてるんですけども、交付税算入、交付税に含まれるというのは理論上という、括弧つきですね、理論上という意味合いのものが強いのでしょうか。今回のこれについてはどうなんでしょうか。

町長公室長（原田 毅君）

議長。

議長（藤田 茂君）

公室長。

町長公室長（原田 毅君）

おっしゃられるとおり、交付税算入になりますと理論上の算入額ということになりまして、トータルの差し引きで決定されるというものでございますので、この部分だけでこれだけ理論上算入されてるとということだけしか言えないというところでございます。

議長（藤田 茂君）

是枝君。

5番（是枝 綾子君）

わかりました。これまでもいろんなものが交付税算入されて、本当に入っているんだろうかと。公立保育所の運営費も交付税算入にされてしまって、本当に入っているんだろうかと。国民健康保険の事務費も入っているとか、そういった交付税算入にいろんなものが入れ込まれて、交付税ふえている、よかったねでなく、ほんとによくよく計算したら、やっぱり足りないんじゃないかということが出てきます。この金額も、やっぱりかなり高額になってくると思いますので、総合戦略策定事業において策定したものについても交付税算入ということに今後なっていくんでしょうか、5年間。

町長公室長（原田 毅君）

議長。

議長（藤田 茂君）

最後の答弁です。原田公室長。

町長公室長（原田 毅君）

27年度の部分しかまだ今のところ見えておりませんので、28年度以降、どういった形で交付いただけるのかというのはわからないですけども、仮に交付税で算定ということになりますと、算定されている額の中で自治体で決めるということでございます。

議長（藤田 茂君）

他に、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長（藤田 茂君）

これより、討論に入ります。

討論ございませんか。

（な し）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第26号 平成26年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）について採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

議長（藤田 茂君）

日程第8、議案第27号「平成26年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

（事務局長：議案朗読）

議長（藤田 茂君）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

議案第27号 平成26年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、繰越明許費の補正でありまして、社会保障・税番号制度システム改修委託料199万8,000円について、年度内に完了を見ないため、翌年度に繰り越しするものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（藤田 茂君）

提案理由は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長（藤田 茂君）

これより、討論に入ります。

討論ございませんか。

（な し）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第27号 平成26年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第4号）について採決を行います。

原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

議長（藤田 茂君）

議事の都合により暫時休憩を行います。なお、再開は11時45分より再開いたします。

す。

(「午前11時36分」休憩)

議長(藤田 茂君)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午前11時45分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(藤田 茂君)

日程第9 意見書第1号「政党助成金制度の廃止を求める意見書の提出について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

事務局長(小西 博幸君)

議長。

議長(藤田 茂君)

局長。

事務局長(小西 博幸君)

意見書第1号 政党助成金制度の廃止を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政党助成金制度の廃止を求める意見書を提出する。

平成27年3月27日提出

提出者 忠岡町議会議員 是枝 綾子

賛成者 " 河野 隆子

 " 高迫千代司

政党助成金制度の廃止を求める意見書(案)

政党助成金制度は平成7(1995)年より導入され、20年が経過した。

この間、国会議員457人分の報酬等の経費に匹敵する年間320億円が各政党に交付されており、総額は6300億円余となっている。受け取った政党助成金の使途は制限されず、およそ公金の支出にふさわしくない状況も露見している。未使用分が、国庫に返納されずに政党にためこまれている総額も147億5千万円余にのぼる。

政党助成金制度は、政党への企業・団体献金が金権腐敗政治の温床となっている状況に鑑み、その廃止を理由に導入されたものであるが、現在においても企業・団体献金は根絶されず、国民の政治不信を招くところとなっている。

本来、政党の政治資金は、自主的・自立的に賄われるべきものであり、国民の税金から

政党が活動資金を分け取りすることは、支持していない政党に対する事実上の献金を国民に強要するものであり、憲法が定める「思想信条の自由」や「政党支持の自由」に反する。

制度発足以来、政党の離合集散や党名変更によって新たに生まれた政党は60近くになり、これまで政党助成金を受け取った政党は43、その多くはすでに消滅している。年初の国会議員数によって配分されるために、年末年始には政党の離合集散が繰り返されている。これらをもっても政党政治を劣化させ、国民の政治不信を増幅させる政党助成金制度の弊害は深刻である。

政党が、自らの理念や政策を有権者・国民の前に明らかにし、それに共鳴・支持をする国民に財政的に支えられるという、政党政治のあるべき姿をとりもどすことは、衆参両院の比例代表選挙における国民の選択を国政に反映する保障であり、民主主義の土台である。

よって本町議会は、政党助成金制度の廃止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年3月27日

大阪府泉北郡忠岡町議会

議長（藤田 茂君）

提案者の趣旨説明を求めます。

6番（河野 隆子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

河野君。

6番（河野 隆子君）

提出者にかわり趣旨説明をさせていただきます。

国民1人当たり250円、年額320億円の税金を政党が山分けし、支持もしない政党に強制献金させられる政党助成金、1995年の制度開始からことしまで、20年間の山分け総額は6,311億円に上ります。政党助成金は政治の特権そのもの、何の苦勞もなく巨額の税金を手にし、受け取ったら何に使おうが勝手放題、政治と金に対する感覚を麻痺させている現状であります。

小便器取りかえ代、カーナビ代、会議費名目での高級料亭での飲み食い、租税、保険料支払い、選挙での供託金没収費用、党名変更・新党普及キャンペーン費用、党大会の会場費、設営費など、制度開始以来こうした野方図な支出が政党助成金を原資として行われてまいりました。また、買収資金の穴埋めにも使われた事件も起きました。

2013年の政党本部収入の64.6%を政党助成金が占めた自民党、また同年の支出を見ると、テレビのコマーシャルや新聞広告料金など、宣伝事業費の100%を政党助成

金から出しています。また、2013年、当時で言いますと日本維新の会は、収入に占める政党助成金は何と72.1%であります。民主党は党本部収入の82.5%が政党助成金、宣伝事業費の99%、候補者の公認・推薦料、ポスター、ビラ、政策など、選挙関係費の100%を政党助成金で賄っています。

また、この政党助成金は、余ったらため込める、そういった制度になっています。政党助成金を山分けしている政党は、使い残しても国には返さないで、政党基金の名でため込んでいます。政党基金にするときは政治活動の目的を記載してもらっただけ、国側がこの目的ではだめだという規制はしておらず、使い道の制限もしていないといえます。

2013年の政党助成金使途報告書によりますと、同年に政党助成金を山分けした9党の基金残高の総額は、何と147億5,307万円です。うち7割近くが民主党のため込みとなっています。民主党の2013年本部収入は、その年の政党助成金の山分け額が激減したため、前年の12年に比べ51.8%も減りましたが、政党助成金のため込みでの形となっています。税金頼みの国営政党化した政党の実態を示しております。

また、自民党の国会議員が支部長を務める政党支部が使い残した政党助成金も、国には返さないで、ため込んでいます。その総額は2013年度末時点で約8億2,700万円にも上っています。

このように、政党助成金制度は、意見書にも書かれていますように、企業・団体献金を禁止するという口実で導入されたにもかかわらず、実際には企業・団体献金が温存されて、政党助成金との二重取りが続けられ、金の力で政治がゆがめられています。

そういったことで、この政党助成金制度の廃止を求める意見書をぜひとも国に上げていただきたいと思います。どうぞ、皆様のご賛同をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長（藤田 茂君）

提案者の趣旨説明は、以上のおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長（藤田 茂君）

これより、討論に入ります。

討論は、ございませんか。

9 番（北村 孝君）

議長。

議長（藤田 茂君）

北村議員。

9 番（北村 孝君）

ただいま共産党議員団から出されました政党助成金制度の廃止を求める意見書について、討論をさせていただきます。

今、文言を聞かせていただきまして、全くこの金権腐敗政治のというところで、こういって政治不信を抱いているということは、全く同感であります。全てがそうであるとは言えませんが、同感いたします。これは自民党を筆頭に思いますけど、しっかりと反省もしていただきながら、体質を改善していただかなければならないと、このようにも思います。

しかし、政党助成金制度を廃止したからといって、この金権腐敗がなくなるとは思いません。まして、廃止することによって逆にふえるのではないかと、抑制できないのではないかというふうに思いますので、この意見書については賛同いたしかねます。

議長（藤田 茂君）

続いて、賛成討論はございますか。

11 番（高迫千代司君）

議長。

議長（藤田 茂君）

高迫君。

11 番（高迫千代司君）

今、北村議員がおっしゃったとおり、金権腐敗は同感なんていうのは、これはほとんどの国民が考えていることだというふうに思っております。その大もとにある企業・団体献金、これが日本の政治をねじ曲げているということは、皆さんご承知のとおりです。経営者からすれば、見返りを期待しないで出している献金はただの1円もない。これは企業の方がおっしゃっていますし、もしその見返りがなくなるところに献金をすれば、その経営者は株主から背任を迫られるようなことにもなりかねません。無駄金を使うということですから。だから、無駄金にならないように出していて、日本の政治はそれに、残念ながら応えている。たくさんの金をくれる人のところには大きな予算、施策を回していく。くれない庶民には非常に冷たい政治をしてきている。

これが歴代自民党や公明党が進めてきた政治である。このことは私たちも、その根本を

変えていただく、これが大事だというふうに思っておりますが、一時、金丸事件の後は少し献金が減りましたけれど、またぞろ復活していることはご承知のとおりで、さらにその献金がふえて、企業・団体が優遇される政治が行われています。ですから私たちは、政党助成金とあわせて、企業・団体献金も当然禁止をすべきだという立場です。

そうすると、今北村さんがおっしゃったように、政党助成金をさらにふやさなあかんなどというのは、とんでもないお門違いの考えです。政党助成金そのものは大変不明朗なもので、今笑っておられる方も自民党がSMバーでこの金を使ったというときにはやっぱり怒ってるんですよ。しかし、怒っても怒ってもそういうけったいなお金に何ぼでも使えるというのが政党助成金です。

これは外国にも、その制度は一部あります。一部ありますけれど、大変少額です。日本はそれに比べて320億円、大変な金額です。維新の党などは「もっと住民の暮らしを削れ。自立せえ」と、こういうふうなことを言い続けておりますが、言い続けている政党の台所は、今河野議員から説明があったように、72%ですか、まさに国営政党ですよ。国民の税金で雇ってもらっている政党、そんな体たらくな状態がこの政党助成金制度のもとで起こっているわけですから、まさに天に唾するものだというふうに思います。これは他の政党も似たり寄ったりです。金額が少ないか多いかだけの問題でね。問題はこうしたものを根本的になくしていく。

政党活動というのは、支持する人たちの個人の献金を集めて、自分たちの支持を広げ、政党の活動を立派にやっていくというのは、世界のどこでも当たり前でやられている活動なんです。それができないで企業の金にたかる、国民の税金にたかる、こんなことはやめるべきだなというふうに強く思っておりますし、国民の世論もそうなんです。そんなものを認めて金何ぼでもあげますよというふうなことにはなりません。したがって、

（「議長、終わらせや」と前田弘議員呼ぶ）

議長（藤田 茂君）

静かに。

11番（高迫千代司君）

終わりますよ、前田弘議員。終わりますが、そうしたことも踏まえてお考えをいただければ、この意見書には賛成をいただけるものだというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田 茂君）

次に、反対討論はございませんか。

（なし）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

これより意見書第1号 政党助成金制度の廃止を求める意見書の提出について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長(藤田 茂君)

ご異議ありますので、起立により採決を行います。

意見書第1号 政党助成金制度の廃止を求める意見書の提出について、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

議長(藤田 茂君)

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長(藤田 茂君)

日程第10 意見書第2号「社会保障の連続削減を中止し、充実を求める意見書の提出について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

事務局長(小西 博幸君)

議長。

議長(藤田 茂君)

局長。

事務局長(小西 博幸君)

意見書第2号 社会保障の連続削減を中止し、充実を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、社会保障の連続削減を中止し、充実を求める意見書を提出する。

平成27年3月27日提出

提出者 忠岡町議会議員 是枝 綾子

賛成者 " 河野 隆子

 " 高迫千代司

社会保障の連続削減を中止し、充実を求める意見書(案)

社会保障のためと言って消費税を増税しながら、手当たり次第の改悪に国民は悲鳴と怒りの声をあげている。

安倍内閣は「社会保障の自然増に切り込む」という大方針をかかげ、社会保障の現状さえ維持せずに、際限のない負担増と削減をすすめようとしている。

年金は実質1.4%のマイナス、介護報酬も2.27%引き下げ、高齢者医療の負担増に加え入院給食費の値上げ、生活保護の削減をはじめ、「老いも若きも負担増」ばかりとなっている。

そもそも国には、憲法第25条にもとづき社会保障を充実させる責任がある。そして社会保障政策は、経済政策にとっても有効であり、全国的な地方の活性化、雇用拡大にもつながる。

消費税を増税しなくても、所得や資産の能力に応じた「応能負担の原則」にたった税制改革を行い、賃上げ、国民の所得を増やす経済政策に切り替えて税収を増やせば、社会保障拡充の財源は十分確保できる。

よって以下の点を求める。

記

1 社会保障の連続削減を中止し、年金、医療、介護、福祉の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年3月27日

泉北郡忠岡町議会

議長（藤田 茂君）

提案者の趣旨説明を求めます。

是枝君。

5番（是枝 綾子君）

本意見書案について趣旨説明をさせていただきます。

安倍首相は「消費税率引き上げによる税収は、全額社会保障の充実・安定化に充てる」と言いました。ところが、自・公政権が昨年6月に決定した「骨太の方針」では社会保障給付について、自然増も含め聖域なく見直すことを明記しました。これはかつて小泉内閣が「構造改革」の名で社会保障費の自然増を毎年2,200億円削減する方針を掲げ、日本の社会保障をぼろぼろにしてしまったことを臆面もなく復活させるものであります。

医療、介護、年金など、試算できるだけで負担増と給付削減は3兆円を超えます。医療、介護、年金など社会保障の切り捨て政策がめじろ押しとなっています。「社会保障のため」と言って消費税増税を強行しながら、国民の骨身を削るという政策はまさに国家的詐欺であります。今そのために、国民が今どうなっているのか、安倍首相はわかっているのかいないのか。

国民健康保険料が払えない世帯が大変ふえてきて、全国で360万世帯を超え、全加入世帯の17%以上になっています。それは国保料が余りにも高過ぎるためであります。年間所得250万円の4大家族に年45万円もの保険料を求めるというケースもあり、とても負担に耐えられる額ではありません。そのため、滞納世帯には資格証明書や短期保険証が発行され、資格証明書が発行されたのは約26万4,500世帯、短期保険証が発行さ

れたのは114万3,300世帯に上ります。資格証明書では医療機関の窓口で10割全額払わなければなりません。保険料を払えない世帯が窓口で全額負担できるはずもなく、どんなにぐあいが悪くてもお医者さんに行くのを我慢して、病院に運ばれたときには手おくれで死亡する痛ましい事態が各地で大問題になっています。無保険者をこれほど多く生んでいる実態を放置しておいて、さらに社会保障の削減というのは、本当に命を奪っていく政策でしかありません。

また、後期高齢者の方も保険料が払えずに、短期保険証を発行された高齢者が2万3,300人余りと過去最多を更新しました。ほとんどは年金から天引きとなっている後期高齢者の保険料が、天引きとなっていない低年金、低所得の高齢者と見られます。

負担に苦しむ高齢者がこれほどいる中で、後期高齢者医療保険の軽減措置が廃止され、さらに上げようとたくらむのが安倍政権であります。実施されれば保険料が後期高齢者、5倍から10倍にはね上がるという、そういった高齢者も生まれます。逆行した改悪は断念し、年齢差別と負担増の制度は廃止すべきであります。これだけではありませんが、言えば切りがないぐらいたくさんの社会保障の連続改悪はやめるべきであります。

安倍政権になって3年連続増額され、軍事費は4兆9,801億円と、5兆円に迫る規模になっています。最新鋭のオスプレイや、F35戦闘機や護衛艦、水陸両用車など、自衛隊に装備する内容で、まさに海外で戦争をする国になるための予算であります。政府が決めた軍備増強計画、中期防衛力整備計画さえ突破する危険性が問題になる異常な軍拡予算です。

その一方、福祉のための社会保障予算は、高齢化などによって見込まれていた自然増予算にまで手をつけ、医療も介護も年金も大幅に後退させられます。自然増予算の削減は、医療崩壊や介護難民をももたらした小泉内閣以来の方針で、消費税増税の際の社会保障のためという公約さえ完全に投げ捨てるものであります。

こういった社会保障の削減の片や、軍事費が増強される。またもう一つは、もうけている大企業が税金をきちんと納めていない。そういった税制改正に盛り込まれた法人税減税は、利益が出ている大企業の負担を軽くするために、赤字企業や中小企業の負担をふやす大企業本位の極みであります。大企業への減税は2年連続で、減税額は来年度には1兆6,000億円にも達します。大企業に減税ができるなら社会保障に回すことができるのではないかと思います。

その例は、トヨタの例が皆さんご存じのとおりであります。2013年度にトヨタは1,201億円もの減税を、法人税、研究開発減税を受けていました。トヨタ自動車は2008年度から2012年度の5年間、黒字の年度も含めて法人税を1円も払っていませんでした。13年度には過去最高を更新する2兆3,000億円近い営業利益を上げ、トヨタ社長が決算会見で「日本において税金を納めることができるようになった」と述べたのは、皆さんご記憶に新しいことだと思います。この年度にも巨額の減税を受けていたと

いうことになるわけであります。

ですから、財源がないというのではなく、国民のための社会保障に使いたくないと言わざるを得ないような予算の組み方であります。議会運営委員会の中で「持続可能な社会保障制度を自民・公明政権で出している」ということで、賛同されなかった議会運営委員の方がいらっしゃいますが、持続可能な社会というならば、こういったもうけている大企業に行き過ぎた減税をやめるということをする。また、必要以上の、大幅にふやしている軍事費を削ること、こういったことをやめること、そして国民の所得をふやすために最低賃金を引き上げて、そして所得をふやし税収をふやしていく、大企業には応分の負担を求めていく、こういったことをすれば社会保障拡充の、持続ではなく拡充の予算が生まれるというふうに私たちは提案をしております。

よって、この安倍内閣が連続改悪をしている、社会保障の連続改悪を中止し、充実を求める意見書を本町議会でもぜひご賛同いただいて、上げていきたいと思っております。どうぞご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（藤田 茂君）

提案者の説明は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。

3番（松井秀次君）

はい。

議長（藤田 茂君）

松井君。

3番（松井秀次君）

私は議会運営委員会の委員でございます。その中で中身はしっかりと議論させていただいて、議員提案になったわけでございますから、採決していただきたいと思っております。

議長（藤田 茂君）

以上で質疑を終結いたします。

11番（高迫千代司君）

議長。

議長（藤田 茂君）

高迫君。

11番（高迫千代司君）

私も議会運営委員であります。議会運営委員会の中で、今申し上げたような、この社会保障を連続改悪したらどうなるのか、その財源はどうするのか、そういった中身の論議については一切されておりませんでした。そして、この中身ですね。いいこともあると言ったのが今の方ですよ。今の方ですがね。しかし、我々は自民・公明で持続可能な社会保障を進めていかなければならないという理由だけで反対で、全会一致でないから共産党さん

が提案してくださいというふうになったんでね。この社会保障の連続改悪でいかに国民が困っているか、そしてそれにかわる財源をここに書いておりますが、これはしっかりと論議されたということはありません。私は、それがしっかりと論議されておれば、今のような見解や反対の意見は出なかったのではないかなというふうに思っておりますので、より慎重な論議をこの場でもできるわけですから、大いにしていただきたいというふうに思っております。

私は、本意見書案、ぜひご賛同を願いたいという立場で討論に参加させていただきました。

議長（藤田 茂君）

高迫君、まだ討論には入っていません。質疑です。その旨よろしく願いたします。私語は慎んでください。

他に、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長（藤田 茂君）

これより、討論に入ります。

9番（北村 孝君）

はい。

議長（藤田 茂君）

北村君。反対討論ですか。

9番（北村 孝君）

はい。すみません、進行中に途中で手を挙げて申しわけありません。

ただいま出されました社会保障の連続削減を中止し、充実を求める意見書について反対の討論をさせていただきます。

意見書の中に、1つであります、取り上げましても、介護報酬の2.27%引き下げということで、この部分を指摘されているわけですが、この部分についての私どもの見解を討論させていただきますが、前回、過日の議案の中でも同じようなことを討論といいま

すか質問といいますか、させていただきました結果、他の議員から「この介護制度にえらい力が入ってまんなあ」というような声もあろうかと思いますが、この意見書について改めて討論をさせていただきます。

この介護報酬の2.7%の引き下げについての背景は、伸び続ける社会保障経費、とりわけ介護保険の給付の伸びが大きく、負担軽減のための効率化が課題であったことが挙げられて、今回に及んでいるということでもあります。

厚生労働省の経営実態調査で、介護サービス事業者の平均収支が、これが比較的良好であったということであり、しかしながら、安定経営が困難な事業所がいることも事実であり、介護報酬の引き下げがサービスの低下につながらないように、今回の改定ではとりわけ利用ニーズの高い在宅介護における中・重度者のケアや認知症の人向けのサービスに取り組む事業者には加算を手厚くしていると。これまで並みの収入を確保することが可能になっていると。また、利用者にとってはサービスの向上が期待できると、こういった我が党の見解であります。

かねてから懸案でありました介護職員の給料については、15年度予算案では784億円の別枠で確保したことで、1人当たり月額1万2,000円程度の加算が実現するとあります。こういったことからこの意見書、いわゆる悪いところを指摘されての意見書であります。制度そのものの全体像を見て当然意見を申すべきではないかと思えます。一部分だけ客観的に見て意見を言う、指摘するということについてはいかがなものかなと思えますので、公明党といたしましては、この意見書につきましては反対の立場をとらせていただきます。

以上です。

議長（藤田 茂君）

続きまして、賛成者の討論。

11番（高迫千代司君）

議長。

議長（藤田 茂君）

高迫君。

11番（高迫千代司君）

失礼いたしました。今回が討論ですね。

議長（藤田 茂君）

そうです。

11番（高迫千代司君）

それで、賛成の討論をさせていただきます。

木を見て森を見ない、というふうな今のご指摘がございました。公明党の介護保険に対する執念はよくわかります。もともとこれを始めたのが公明党が大臣をしていた時代で、

これは当初から非常に懸念されていました。「保険あって介護なしの状態になるよ」と。現実にはどうかと言えばそうってきているんですね。なってきた結果、今何をしているかといえば、施設の人をどんどん締め出してきている。そして在宅に、在宅にということやられています。在宅を希望する方は構わないですよ。希望しない人もそういうふうには追いやられている制度なんです。介護保険制度ですね。それを、どうしようもない方はどないするねんというたら、ケアつき住宅のようなものをつくって、「在宅です」と言うて施設に入れなければならないというふうなことが現実には起こっているんです。

そんな中で、今全国あちこちで悲劇が起こっているでしょう。火事になって死んだとか縛りつけられているとかね。こんな悲劇が起こっているのもこの介護保険制度の中で起こっていることです。ちゃんとした、もうかるような仕組みがつくられていない。だから制度として全体が怒っている。この全体をよく見ていただきたいというふうに私たちは思っています。

「一部の業者がもうけてるやないか」というふうなご指摘であれば、ちゃんと監査する仕組みや制度があるんですから、そこで国や都道府県はちゃんとチェックすればいいんです。今やったら何とか連合でやっていますね。こういうふうなところで不当な利益を上げているところがあれば、チェックをして是正をしてもらえばいいだけのことです。そんなところを放置しながら全体の分を切り下げていけば、新たな介護難民が出るということは指摘されていることです。別にそれが部分だというふうなこと言うていません。全体がそうなんだというふうに今問題になっているんです。だからこの介護保険制度、どうするかということが大論議になっているんですね。

そんな中で、今度の議会でも大きな問題になりました要支援1、2の方を介護保険から外す、地元の総合サービスに切りかえていく、こういう改悪まで現実には行われているんです。介護保険始まって以来の大改悪だというふうに言われています。まさにこれが森なんですよ。この森を見ないで、「部分のもうかっている業者おるやないか」などというふうなところ、「ちょっと報酬が上がるようになったよ」という、これはまさに枝なんです。木ですね。ですから私たちは、介護保険制度の全体を見ていただいたら、今北村議員がおっしゃるようなことはあり得ないだろうというふうに思っています。それが社会保障の、これは部分です、それこそ。

私たちは、社会保障の介護保険という分野はありますが、もっといろんな分野で社会保障がどんどん、どんどん切り崩されている。こういうふうな現実をやっぱり全体の森として見ていただいてね。これはやっぱりとめていかなあかん。なぜとめないかんかといえば、社会保障は高齢化になってくれればずっと自然増が起こるんですね。その自然増というのはちゃんと国が手当てをせないかん。そのために消費税を取ったんやということを理由にしてきたわけですから、ちゃんと手当てができる仕組みを彼らなりにつくったという口実がちゃんとここで果たさないかんのです。それが果たせていない。

何でか。社会保障にその金、回してないからですよ。大企業の減税に回している。富裕層の減税に回している。そんなばかなことをするから社会保障の財源がちゃんとして確保できていないというのが、今の日本の政治の現実です。こういう森をしっかり見ていただきたいなというふうに思います。

厚生労働省の調査で、事業所の経営が良好やというのは、老朽した施設の建てかえの積立金、それは必要な金なんですね。それを良好だというふうなところに入れていっている。だから見誤るということが起こります。介護労働者の賃上げ、1万円のかさ上げは人をふやすこと。条件が厳しく、実際には賃上げに本当になるんだらうかというのが、この業界の当たり前のようにして出てきている声ですからね。そんなことで介護保険全体助かったなんてなことはあり得ないし、それこそ全体を見ない部分の、重箱の隅を爪ようじでほじくっているような話です。だから私たちはこの全体を見てほしいと思っているんです。全体を見て、こんな国民にひどいことをしていいのか。長い間ご苦勞いただいたお年寄り、尊厳のある最期の時期を迎えるのも、それすら許さないような社会保障。

今、母子家庭の人たちが大変苦勞されているということは、今度の議会で是枝議員が取り上げました。そういう人たちをも救えないような社会保障、あっていいのかということです。

例えば生活保護なんか、ドイツでは人口8,000万人ですよ。その8,000万の国の生活保護者が600万人おるんです。ちゃんとそれを運営してるんですよ。我が国は1億3,000万人の人口がおって、200万人の生活保護者がふえたら大々的に新聞でキャンペーンを張る。こんなばかなことが行われているんです。どっちが国民の暮らしをしっかりと考えているか、無駄な公共事業を抑えてやっているかということがよくわかる一つの例だというふうに思っています。

私たちはそういう立場でしっかりと、日本の国は経済もしっかりしているわけですから、ちゃんとした社会保障を国民に実現をする、それを行うべきだというふうに思っています。財源は、大企業が285兆円みたいな、税金もかからん莫大なため込みを持っている。これをもっと社会に還元をさせていけば、今北村さんが心配しているようなことは絶対にありません。

そういうふうなことで行うのが政治です。その政治に向けて是正を求める意見書案ですから、ぜひともご賛同のほど、お願いしたいと思います。

議長（藤田 茂君）

次に、反対討論はございますか。

（な し）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第2号 社会保障の連続削減を中止し、充実を求める意見書の提出につ

いて、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長(藤田 茂君)

ご異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第2号 社会保障の連続削減を中止し、充実を求める意見書の提出について、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

議長(藤田 茂君)

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長(藤田 茂君)

日程第11 意見書第3号「大阪府の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

事務局長(小西 博幸君)

議長。

議長(藤田 茂君)

局長。

事務局長(小西 博幸君)

意見書第3号 大阪府の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、大阪府の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書を提出する。

平成27年3月27日提出

提出者 忠岡町議会議員 是枝 綾子

賛成者 " 河野 隆子

 " 高迫千代司

大阪府の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書(案)

今日の少子化の進展は、さらなる高齢化社会や将来の生産年齢人口の減少につながり、子どもの健全な成長、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されている。こうした状況の下、子育て家庭の経済的負担を軽減するために、乳幼児医療助成制度が全国の多くの自治体で実施されており、病気の早期発見、早期治療とともに、医療の継続を確保する上で極めて重大な役割を担っている。

大阪府は、来年度から対象年齢を2歳児から6歳児に拡大する一方、所得制限を現在の児童手当の所得基準、標準世帯の夫婦と子ども2人で収入860万円から514万円に引き下げ、厳しくすることにより、これまで9割が対象だったものが6割に縮小されてしまう。これでは3割の子どもが対象から外されることになり、自治体の負担が増大することが明らかである。

本町では平成27（2015）年4月から、従来通りの所得制限で、通院の対象年齢を拡充して小学校卒業までとしており、その影響は甚大である。

何より、大阪府は、子どもの医療を受ける権利をしっかりと保障すべきである。

したがって、大阪府に所得制限の強化をやめるとともに、さらなる対象年齢の引き上げを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年3月27日

泉北郡忠岡町議会

議長（藤田 茂君）

提案者の趣旨説明を求めます。

11番（高迫千代司君）

議長。

議長（藤田 茂君）

高迫君。

11番（高迫千代司君）

提案者にかわりまして趣旨説明をさせていただきますが、基本的な中身はここに書かれているとおりで。

これまでもいろんなところでお話をさせていただきましたが、大阪府は子どもの医療費助成に関しては全国最低の水準だったんです。これの引き上げというのは強く望まれていたものであります。全国で大きく広がっている子どもの医療費助成というのは、市町村だけではなくに都道府県が応援することで、ほとんどは中学校卒業まで、入院も通院もやられている。中には高校卒業までとか、もっと進んだところもいろいろ出てきています。

ところが、大阪府はこれをなかなかやらなかった。どんなに求めても重い腰を上げなかった。共産党の府会議員団は一貫してこの問題を取り上げて頑張らせていただきました。やっと決算委員会で「考えましょう」というふうなことが出て、その次の本会議で、私どもだけではなしに公明党の府会議員さんもやられたんですね。で、今度、就学前まで大阪府がしましようということになったから、大変おくれればせながらでもいいことだというふうに思っておりました。

しかし、実際その制度が示されてきますと、これは大変なことだなど。忠岡町はまだ大きな実害というのはありませんでしたが、市によれば1,000万、2,000万、もと

もとの金より減るやないかと、こんなところまで出てきたんですね。その大もとは何かといえば、大阪府の所得制限で、その枠を超えたところでは出さない、こういうふうなことをしてきたからです。

私たちは、本当に大阪府が就学前まで援助するんだというのであれば、他の市町村がやっているような形で、しっかりと援助すべきだというふうに思っております。

例えば忠岡町の場合、それをしていただければ、概算で聞かしていただいたんですけど、あと460万以上のお金が入ってくるだろう。つまり、今は府が所得制限で削ってしまったんで、削られた分を忠岡町が出してあげなければならんというふうな形になっています。これは大阪府がちゃんとすれば、そのお金が忠岡町としてはさらに上積みを使うことができる。そうすれば、和田町長さんがおっしゃっていただいた子育て支援、しっかりするというので、この4月からでも中学校卒業まで通院ができる数字になっているんですよ。ならなかったのは大阪府のこの所得制限の厳しさにある。このことがもう明らかですからね。これはやっぱりちゃんと大阪府にも、就学前までやると言うたんやったら、こんな姑息なことをしないで、しっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

ちなみに、議会運営委員会の中では、公明党の委員さんが「いや、うちもやってんや」、こういうふうにおっしゃいました。結構なことですよ。やっているんであればこの意見書を府に突きつけよう。そして、府にこの厳しい所得制限を是正させて、そのお金が回ってくれば忠岡町は中学校卒業までできるんですから、住民の方も喜ぶ、そして忠岡町は、それは今は負担させられているお金をちゃんと充当させてもらって、大きな負担がなくてもちゃんと中学校3年生まで住民の期待に応えることができるわけですから、ぜひこの意見書をご賛同いただいて、府に是正を求めていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（藤田 茂君）

提案者の説明は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長（藤田 茂君）

これより、討論に入ります。

討論はございませんか。

（な し）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

これより意見書第3号 大阪府の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第3号 大阪府の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

議長（藤田 茂君）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（藤田 茂君）

日程第12「総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査について」を、議題といたします。

総務事業常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務事業常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

「異議なし」と認めます。よって、総務事業常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

議長（藤田 茂君）

日程第13「福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査について」を、議題といたし

ます。

福祉文教常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。福祉文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(藤田 茂君)

「異議なし」と認めます。よって、福祉文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

議長(藤田 茂君)

日程第14「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について」を、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(藤田 茂君)

「ご異議なし」と認めます。よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(藤田 茂君)

本定例会に付された事件は、すべて議了いたしました。

それでは、ここで、この3月31日をもって退任されます前川教育長より退任のご挨拶の申し出がございますので、これを許します。

それでは、前川教育長、登壇願います。

教育長(前川喜代治君)

議長のお許しをいただきまして、退任のご挨拶をさせていただきます。

ちょうど6年前に就任をさせていただきました。そのとき、自分自身に課した任務といたしまして、本町の財政に大きくかかわる学校耐震がありました。鋭意努力いたしまして校舎の建てかえ、大規模改修など含め100%の完了を見たところであり、中学校の給食棟の本年度末の完成、学校施設の環境改善が進んだこと、また加えまして、学校空調等の筋道が一定整ったところでもあります。

また、中学校の荒れといいますか問題行動も幾分か減ってまいりました。落ち着きが見えてきたわけであります。この間、団体を含め皆様方の取り組みの結果であり、小中連携の中で、小学校から中学校へ送り出すから、小学校から中学校へ送り届けるといった意識の成果でもあると感じているところであります。

学力向上につきましては、新年度3カ年の取り組みの成果、検証といたしまして、10月に忠岡町教育フォーラムを開催し、保護者、地域住民の皆様、また近隣自治体の方々にも授業の公開、実践報告、有識者による講演会などを開催し、広く今までの結果を報告することになっております。

そうした中で、本年4月から教育委員会制度が変わるに当たりまして、旧教育長としての経過措置があるものの、このタイミングで新教育長のもと、新たな体制で早く取り組むことが大変重要との考えに至り、申しわけございませんけれども、任期の途中ですけれども、辞職願を2月27日に提出し、和田町長、そして教育委員会会議で同意をいただきました。

顧みれば一般行政職が36年、教育委員、教育長職が6年の長きにわたり務めさせていただきましたのは、議員皆様方のご指導、ご鞭撻のおかげであり、また町長を初め職員の支えがあればこそで、感謝を申し上げる次第であります。

このあとは、忠岡町在住でございますので、一町民として経験を生かしながら、子どもを育て、また地域貢献をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お礼を申し上げまして退任の挨拶といたします。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（藤田 茂君）

それでは、閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

町長。

町長（和田 吉衛君）

ただいまをもちまして平成26年度最後の審議となりました。多方面にわたりご承認、ご決議、ご議決をいただき、まことにありがとうございました。

さて、最近、よくインセンティブ求める声が大きくなってきております。そこへ地方創生の動きで究極的な動きとなっております。この動きを見ていると、ますます都市間競争と差別化の流れが一層大きくなるものと思われまます。

このような動きに合わせるならば、仕事をつくっていくとか若者の定住に力を入れるとか、結婚や出産というライフスタイルを変化させるとか、企業や地域住民を巻き込んだ取り組みが必要になってくるのではないのでしょうか。いや、そんな改革よりも本町を飛び出し、全国で世界で活躍してきた今の体制、社会生活が源であり、活力のある社会資本だという、難しい悩みもある都市づくりとなっていくと思います。皆さん方とともに考えたいと思います。

皆様方には統一地方選挙、町議会選挙という試練を乗り越えられて、平成27年度も活躍されることを念じますとともに、全員のご当選を祈りましてご挨拶いたします。いろいろとお世話になりまして、まことにありがとうございました。

議長（藤田 茂君）

以上をもちまして、平成27年第1回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

議員皆様方には、大変ご苦労さんでございました。閉会いたします。

（「午後0時44分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年3月27日

忠岡町議会議長 藤 田 茂

忠岡町議会議員 藤 野 喜 義

忠岡町議会議員 是 枝 綾 子